

社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

平成28年12月22日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会定款第10条に規定する評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、報酬として日額2,000円を支給する。

(費用弁償の額)

第3条 評議員の費用弁償の額は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬の支給及び費用弁償の方法)

第4条 評議員の報酬の支給及び費用弁償の方法については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込み支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程（平成13年3月21日制定）は、平成29年3月31日をもって廃止する。